

# 福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金 申請時提出書類一覧

| 申請者の種別   | 利用者本人 |    | リース事業者 |    | チェック欄 |
|--|-------|----|--------|----|-------|
|  | 法人    | 個人 | 法人     | 個人 |       |
| 補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）  | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| 事業報告書（様式1別紙1）  | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| L 周辺の状況が分かる資料（地図等）   | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| L 納車が行われた事実を把握できる証拠書類  | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| 収支決算書（様式1別紙2）  | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| L 車両のグレード・支払額内訳が分かる資料<br>（注文書、契約書等）<br>※その他の書類で把握できる場合は提出不要です。 | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| L 自動車販売店等からの領収書の写し   | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| L ローン内容が分かる資料<br>（申請者名義のローン契約書の写し等） ※該当する場合                    | △     | △  | -      | -  |       |
| L リース契約内容が確認できる書類<br>（自動車リース契約書の写し等）                           | -     | -  | ○      | ○  |       |
| 下取車入庫証明書（様式1別紙3） ※該当する場合                                       | △     | △  | -      | -  |       |
| 貸与料金の算定根拠明細書（様式1別紙4）   | -     | -  | ○      | ○  |       |
| 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書<br>（様式1別紙5）                       | ○     | ○  | ○※     | ○※ |       |
| L 役員一覧（別添）   | ○     | -  | ○※     | ○  |       |
| 住民票抄本  | -     | ○  | -      | -※ |       |
| 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書                                       | ○     | -  | ○※     | ○  |       |
| 県税の未納が無いことを確認できる書類（納税証明等）                                      | ○     | ○  | ○※     | ○※ |       |
| 自動車検査証の写し  | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| 補助金の振込先となる口座情報が分かる書類（通帳の写し等）                                   | ○     | ○  | ○      | ○  |       |
| 誓約書（任意様式）<br>※ 利用者が自動車の売買を営む法人である場合に提出                         | ○     | -  | -※     | -  |       |
| 補助金交付請求書（様式3） ※右上の日付は記入しないこと                                   | ○     | ○  | ○      | ○  |       |

- リース事業者が申請者となる場合、「※」が付されている項目については、利用者に係る書類の提出も併せて必要となります。
- 各種証明書の有効期限は発行後3か月以内とします。なお、下記条件をいずれも満たす場合は写しの提出でも可とします。
  - ① 本補助金（同一年度に限る）へ申請した案件が既に存在し、証明書原本を添付済みである。
  - ② ①の証明書原本の発行から3ヶ月を経過していないこと。
- 納税証明書の発行に関しては県ホームページ  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu49.html> を参照願います。
- リースによる導入における「納車」とは、利用者への引渡しをもって実施されたものとします。
- 補助金交付請求書は、交付申請書兼実績報告書の提出を受け、県が補助額を確定した後に必要となる書類です。交付申請書兼実績報告関係書類と併せて提出される場合、様式右上の日付は記入しないようにしてください。なお、補助確定額が申請額と異なる場合には、補助金交付請求書の再提出が必要となりますので御了承ください。